

○「病院、診療所等の業務委託について」（平成５年２月１５日付け指第１４号厚生省健康政策局指導課長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一・第二 （略） 第三 医療機器等の滅菌消毒の業務について（令第４条の７第１号関係） １・２ （略） ３ 感染のおそれのある医療機器等の処理 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第２項から第５項までは、第７項に規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等（汚染されているおそれのある医療機器等を含む。）以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関内において感染予防のために必要な処理を行った上で、委託すること。 ただし、<u>運搬専用の密閉性、防水性及び耐貫通性の容器</u>による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制を確立している場合は、この限りでないこと。 第四 患者等の食事の提供の業務について（令第４条の７第２号関係） （略）	第一・第二 （略） 第三 医療機器等の滅菌消毒の業務について（令第４条の７第１号関係） １・２ （略） ３ 感染のおそれのある医療機器等の処理 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第２項から第７項までに規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等（汚染されているおそれのある医療機器等を含む。）以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関内において感染予防のために必要な処理を行った上で、委託すること。 ただし、<u>医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であつて、運搬容器</u>による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制を確立している場合は、この限りでないこと。 第四 患者等の食事の提供の業務について（令第４条の７第３号関係） （略）

第五 患者等の搬送の業務について（令第4条の7第<u>3</u>号関係） （略） 第六 医療機器の保守点検について（令第4条の7第<u>4</u>号関係） （略） 第七 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務について （令第4条の7第<u>5</u>号関係） 1 受託者の業務の実施方法等 （1）受託者の業務の実施方法 受託者は、「医療ガスの安全管理について」（<u>令和2年8月17日付け医政発0817第6号</u>厚生労働省医政局長通知）の別添2「医療ガス設備の保守点検指針」にしたがって、保守点検の業務を行うこと。 （2）（略） 2 （略） 第八～第一〇 （略） 別添1・2 （略） 別紙1～5 （略）	第五 患者等の搬送の業務について（令第4条の7第<u>4</u>号関係） （略） 第六 医療機器の保守点検について（令第4条の7第<u>5</u>号関係） （略） 第七 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務について （令第4条の7第<u>6</u>号関係） 1 受託者の業務の実施方法等 （1）受託者の業務の実施方法 受託者は、「医療ガスの安全管理について」（<u>平成29年9月6日付け医政発0906第3号</u>厚生労働省医政局長通知）の別添2「医療ガス設備の保守点検指針」にしたがって、保守点検の業務を行うこと。 （2）（略） 2 （略） 第八～第一〇 （略） 別添1・2 （略） 別紙1～5 （略）
--	--